労政５５５　メールマガジン No.　136　（2025．12．8）

【目次】

１　〔募集〕第３回働き方改革セミナーのお知らせ【高山市】
『キャリアモデルで「働き方をデザインする」社会へ』
２　【お知らせ】12 月は「職場のハラスメント撲滅月間」です【厚生労働省・岐阜県】
３　【お知らせ】「令和７年度　STOP!冬季労働災害プロジェクト」を実施します【高山労働基準監督署】

〔募集〕第３回働き方改革セミナーのお知らせ【高山市】
『キャリアモデルで「働き方をデザインする」社会へ』

AI などのテクノロジーが急速に広がり、社会や経営の前提は大きく変わりつつあります。
令和７年度第３回働き方改革セミナーでは、企業も社員も地域も三方良しの「幸福持続社会　―　ウェルビーイング・サステナビリティ」を実現するため、社内のすべての人材がこれまで以上に活躍できるこれからの経営モデルと、その核となる考え方「キャリアモデル開発」についての講義をいただきます。
人手不足の時代だからこそ、一人ひとりが輝き、働きがいや生きがいを高めて、未来に向けた会社のあり方をデザインする絶好の機会です。当日は、AI を活用したワークショップも実施します。
今年度最後の働き方改革セミナーとなりますのでぜひお申込のうえご参加ください。

■日時
令和８年１月 14 日（水）　13：30～15：00（予定）
■場所
高山市役所 ２階 201・202 会議室
■内容
市の HP
https://www.city.takayama.lg.jp/events/1000045/1018538.html
■講師
一般社団法人ソーシャル・デザイン　代表理事　長沼　博之氏
■対象
市内事業所の経営者、人事担当者など
■持ち物
ChatGPT を使用できるパソコンまたはスマートフォン
■セミナー申込み
https://logoform.jp/form/kHVi/1336511
■問い合わせ先
高山市役所雇用・産業創出課

TEL 0577-35-3182

―――

2　【お知らせ】12 月は「職場のハラスメント撲滅月間」です【厚生労働省・岐阜県】

―――

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる 12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施しています。

その一環として「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」が 12 月 10 日（水）にオンラインで開催されます。是非、ご覧ください。

また、岐阜労働局においても、12 月 18 日に「義務化対応！現場で役立つカスハラ対策 実践セミナー」が開催されます。是非、ご参加ください。

○「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」開催

■日時

令和 7 年 12 月 10 日（水）13:30～15:15（13:00 オンライン画面スタート）

■開催形式

オンライン（事前申し込み制）

■参加費

無料

■開催内容

①改正法の説明

②カスタマーハラスメント対策の取り組み事例

③カスタマーハラスメント対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッション

■詳細・参加申込

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium

○「義務化対応！現場で役立つカスハラ対策 実践セミナー」開催

■日時

令和 7 年 12 月 18 日（木）13:15～15:45

■会場

岐阜県図書館 1 階 多目的ホール

■参加費

無料

■定員

200 名

■開催内容
①「改正法の概要とカスハラ対策の取組内容」
講師：岐阜労働局　雇用環境・均等室　職員
②「不当要求に立ち向かうための心得」
講師：（公財）岐阜県暴力追放推進センター 専務理事 森 泉 氏
■申込
https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDYxMQ==/b65ea1f36863421
■ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

━━

3　【お知らせ】「令和７年度 STOP!冬季労働災害プロジェクト」を実施します【高山労働基準監督署】

━━

高山労働基準監督署では、冬季は積雪・凍結・寒冷に起因した転倒災害、墜落・転落災害、交通労働災害、融雪仕様中事故等を含んでいることから、STOP!冬季労働災害プロジェクトを推進しています。
岐阜労働局の Web サイトに、実施要領やリーフレットを掲載していますので、参考に取組をすすめましょう。
【岐阜労働局 Web サイト】
https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/takayama.html

【メールマガジンの配信中止・メールアドレスの変更】
配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、
rousei555@city.takayama.lg.jp あてにメールでご連絡ください。

○配信停止の場合
　タイトル：【配信停止】
　本　　文：事業所・団体名、氏名

○メールアドレス変更の場合
　タイトル：【メールアドレス変更】
　本　　文：事業所・団体名、氏名、新・旧メールアドレス

＿／＿／＿／＿／＿／＿／＿／＿／＿／＿／＿／

高山市　商工労働部　雇用・産業創出課内
高山市雇用促進協議会事務局
〒506-8555　高山市花岡町２丁目１８番地
ＴＥＬ：０５７７-３５-３１８２（直通）
ＦＡＸ：０５７７-３５-３１６７
E-mail：rousei555@city.takayama.lg.jp
＿／＿／＿／＿／＿／＿／＿／＿／＿／＿／＿／